

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に当たっては、児童福祉法等が改正され、現在小規模保育事業所等の開設に当たって実施しているものと同様に、当該事業についても市が「認可」と「確認」を行う際に審議会等の意見を聴くこととされております。

本市においては、本年度に試行的に乳児等通園支援事業を実施しているところですが、令和7年度からの実施に当たり、成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会において、意見を伺うものです。

1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要

(1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。

(2) 本格実施までのスケジュール

- 令和6年度 制度の本格実施を見据えた試行的事業
本市では6月から公立保育園(赤荻保育園と長沼保育園)で実施
- 令和7年度 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化
本市では実施施設を公立保育園のほか、私立保育園等に拡大予定
- 令和8年度 子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施

(3) 事業の利用について

対 象	利用者は6カ月以上～3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用可能時間	1人当たり月 10 時間 (令和7年度の利用可能時間。令和8年度以降は未定)
利用方法	保護者が市へ申請し、認定手続きを行う。
利用料	各施設で設定(公立保育園では1時間当たり200円)

(4) 実施事業者について

対象施設	保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業者等、認可基準を満たす施設 (令和7年度は公立保育園のほか、私立保育園、認定こども園、家庭的保育事業者等で実施予定)
認可・確認	児童福祉法に基づく「認可」と子ども・子育て支援法に基づく「確認」が必要
実施方法	一般型 : 施設の利用定員と関係なく、定員を設定し乳幼児を受け入れる方法 余裕活用型 : 施設を利用する児童の数が施設の利用定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で乳幼児を受け入れる方法

施設の基準	設備及び運営に関する基準については条例で定める。 一般型 ： 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合の部屋の面積は、乳児室1人につき1.65㎡以上、ほふく室1人につき3.3㎡以上 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室の面積は1人につき1.98㎡以上 余裕活用型 ： 保育所等の各施設又は事業の基準による
人員配置基準	一般型 ： 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置(0歳3:1、1・2歳6:1)。そのうち保育士を2分の1以上とする(保育従事者の数は2人を下ることができない)。保育士以外の保育従事者は研修(子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修)を修了した者とする。 余裕活用型 ： 保育所等の各施設又は事業の基準による

(5) 乳児等通園支援事業に関する国のシステムの利用

制度の円滑な利用のため、こども家庭庁が全国の自治体で利用できる「こども誰でも通園制度(総合支援システム)」を構築する。

- ・ 利用希望者の予約・キャンセル
- ・ 実施事業所の予約管理
- ・ 実施事業者からの請求書発行
- ・ 自治体の利用状況確認、請求書受け取り

※ 利用者、実施事業所のID・パスワード管理業務が想定される。

※ 国のシステム利用により、利用者は全国の実施事業所の利用が可能。

(6) こども計画への掲載

乳児等通園支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があるため、こども計画に記載。

(7) 児童福祉法上の「認可」について(※参考資料参照)

児童福祉法が改正され(令和7年4月1日施行)、乳児等通園支援事業の認可に当たっての要件や施設・設備の基準等の規定が追加される。

本市においても、令和7年3月定例会において条例を制定予定。

(8) 子ども・子育て支援法上の「確認」について(※参考資料参照)

子ども・子育て支援法が改正され(令和8年4月1日施行)、乳児等通園支援事業の実施事業者について、給付の対象事業者として適当であることの確認などの規定が追加される。

令和7年度中に条例を制定予定。

児童福祉法

第34条の15

- ① 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があったときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

(省略)

- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第34条の16

- ① 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。
- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数
 - 二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- ③ 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

子ども・子育て支援法

第54条の2

- ① 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。
- ② 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- ③ 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 令和7年度 乳児等通園支援事業の実施について

本市では、本年度に2園の公立保育園(赤荻保育園と長沼保育園)で試行的に実施しており、令和7年度からは、次のとおり、公立保育園3園と私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所で実施する予定です。

実施予定施設(私立)

施設名		所在地	事業主体	種別	利用定員	事業開始年月日	(参考)施設の利用定員							(参考) 施設の事業開始 年月日
							合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
私立保育園	キートスチャイルドケア 美郷台	本園 郷部1414-2	株式会社ハイフライヤーズ	余裕活用型	施設の利用定員の 範囲内で実施	令和7年4月1日	90	—	6	21	21	21	21	平成29年4月1日
		分園 郷部1362		余裕活用型		令和7年4月1日	19	6	13	—	—	—	—	令和7年4月1日
	キートスチャイルドケア 公津の杜	公津の杜1-26-4 2階	株式会社ハイフライヤーズ	余裕活用型		令和7年4月1日	90	10	13	13	18	18	18	令和3年4月1日
私立小規模保育 事業	キートスベビーケア 公津の杜	公津の杜1-26-4 3階	株式会社ハイフライヤーズ	余裕活用型		令和7年4月1日	19	6	6	7	—	—	—	令和3年4月1日
私立認定こども園	はくと幼稚園	吾妻3-51	学校法人杉田学園	一般型	6名	令和7年5月1日	105	—	—	—	42	32	31	令和3年4月1日

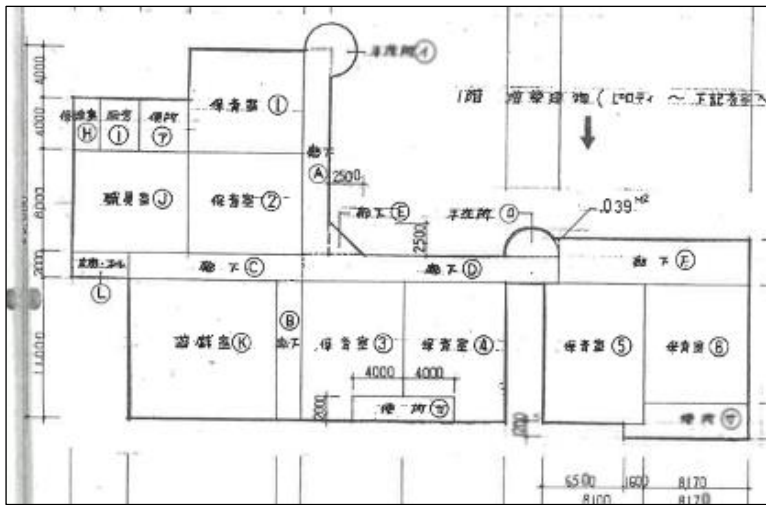
(参考) 実施予定施設(公立)

公立保育園	長沼保育園	長沼495-3	成田市	一般型	6名	令和7年4月1日	40	—	4	6	10	10	10	昭和47年10月1日
	小御門保育園	名古屋1144-1		余裕活用型	施設の利用定員の 範囲内で実施	令和7年4月1日	60	4	6	8	12	15	15	昭和50年5月1日
	赤坂保育園	赤坂2-1-1		余裕活用型		令和7年4月1日	180	10	10	10	50	50	50	平成25年4月1日

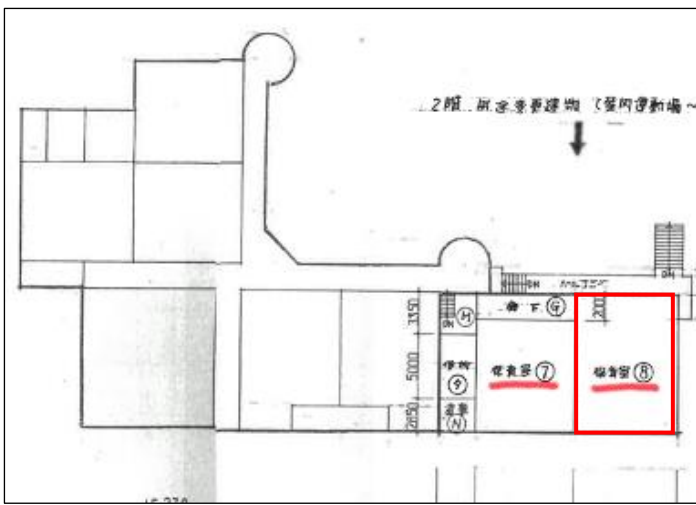
○ はくと幼稚園

2階の保育室(89.87㎡)で実施予定

1階

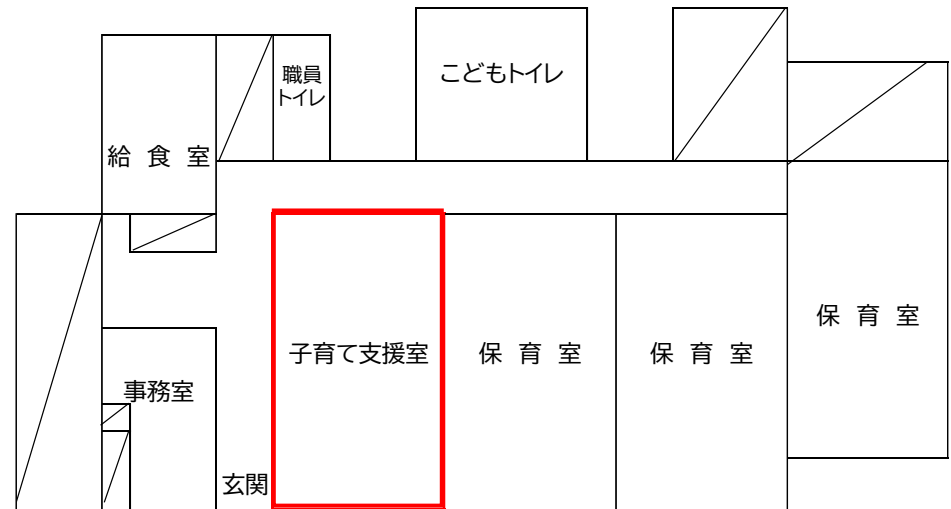


2階



○ 長沼保育園

子育て支援室(48㎡)で実施予定



乳児等通園支援制度実施施設(位置図)

市全域

【公立保育園】

- ①長沼保育園
- ②小御門保育園
- ③赤坂保育園

【私立保育園】

- ④キートスチャイルドケア美郷台(本園)
- ⑤キートスチャイルドケア美郷台(分園)
- ⑥キートスチャイルドケア公津の杜
- ⑦キートスベビーケア公津の杜

【私立認定こども園】

- ⑧はくと幼稚園



乳児等通園支援制度実施施設(位置図)

【公立保育園】

③赤坂保育園

【私立保育園】

④キートスチャイルドケア美郷台(本園)

⑤キートスチャイルドケア美郷台(分園)

⑥キートスチャイルドケア公津の杜

⑦キートスベビーケア公津の杜

【私立認定こども園】

⑧はくと幼稚園

